

事務連絡
平成21年5月1日

各国公私立大学長
各公立大学法人の長
公立大学を設置する各地方公共団体の長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各国公私立高等専門学校長

殿

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

片山純一

新型インフルエンザに関する対応について（第3報）

メキシコから米国の一部等の地域における新型インフルエンザ事例に対応し、WHOは、4月29日に警戒レベルをフェーズ4からフェーズ5に引き上げたところです。

また、4月30日、外務省から、メキシコ以外で新型インフルエンザ感染が確認されている国にも感染症危険情報が発出され、これらの国に渡航を予定している者に対し注意喚起がなされました。

さらに、政府は、本日、新型インフルエンザ対策本部を開催し、基本的対処方針を改定したところです。主な改定内容は、水際対策をメキシコ以外の新型インフルエンザ発生国についても実施すること（基本的対処方針二）や国内で患者が発生した場合の措置を追加したこと（基本的対処方針五）です。

貴機関における出張や学生等の海外旅行、留学等につきましては、引き続き、外務省の最新の感染症危険情報に十分ご注意頂き、適切な対応をお願いします。

また、本日、新型インフルエンザの疑いがある患者の届出があったことを踏まえ、国内での発生に備え、学生や教職員等に新型インフルエンザの疑いがある場合は、医療機関に直接行くのではなく、まずは最寄の保健所等に電話等で相談し、必要に応じて感染症指定医療機関等に受診することについて周知をお願いします。また、学生や教職員等に対し、感染の予防に極めて重要なマスクや手洗い、うがい、人混みを避けるといった日頃からの基本的な備えをすることについて周知をお願いするとともに、引き続き、正確な情報に基づき、冷静な対応をお願いします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向にご注意頂きますようお願いいたします。

なお、国内で新型インフルエンザが発生した場合は、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を参照の上、特に、下記の点に留意するなど、学校の臨時休業等の措置が適切に講じられるようお願いします。

記

- 1 文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について確認すること。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各学生への周知方法を確認すること。

- 2 学生や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- 3 大学等において、学生や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生の疑いがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に報告するとともに今後の対応について相談し、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業や入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。
- 4 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等の開始時期及び範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
なお、入学試験の延期等の措置を講ずる場合には、大学等の所在地区の状況のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。
- 5 学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行った際には、大学等の設置者は、別添に記載されている事項について、文部科学省へ報告すること。

(参考)

- ① 基本的対処方針 (H21.5.1 政府新型インフルエンザ対策本部配布資料)
- ② 新型インフルエンザ対策行動計画 (抜粋) 等
- ③ 学校保健安全法 (抜粋)

○文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口
対応時間：午前9時～午後7時（平日、休日ともに）
電話番号：03-6734-2957

○参考ホームページ

(首相官邸ホームページ)

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090426-02.html>

(外務省ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(食品安全委員会ホームページ)

<http://www.fsc.go.jp/>

(農林水産省ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/>

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111〔代表〕

国立大学：国立大学法人支援課財務・経営センター係（内3758）

公立大学：大学振興課公立大学係（内2487）

私立大学：私学行政課法規係（内2532）

高等専門学校：専門教育課高等専門学校係（内2077）

留学生関係：学生・留学生課政策調査係（内3360）

入試関係：大学振興課大学入試室入試第二係（内2495）

学生一般関係：学生・留学生課法規係（内2517）

新型インフルエンザに関する文部科学省への報告等について

新型インフルエンザに関して速やかな事態の把握と情報伝達を行うため、以下の場合には、速やかに文部科学省私学部連絡先（次ページ2～4）までお知らせいただくとともに、次ページ5の連絡先までFAX又はメールにてご報告ください。

このほかに、一般的事項についてご相談がある場合には次ページ1の連絡先に、緊急に文部科学省に対する報告がある場合は、次ページ2～4の連絡先にご連絡ください。

<文部科学省への報告事項>

- 学校法人本部・学校設置会社学校担当事務局及び大学・短期大学・高等専門学校において、学生、教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した疑いがある場合には、①学校法人名・学校設置会社名及び学校名、②事項を把握した日、③学生・教職員別、④当該患者の状況
- 都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合には、①学校法人名・学校設置会社名及び学校名、②要請を受けた年月日及び要請の内容、③要請に対して学校法人・学校設置会社及び学校がとる措置
- 学校保健安全法に基づき出席を停止させる場合には、①学校法人名・学校設置会社名及び学校名、②停止の理由及び停止期間、③停止を指示した年月日、④停止させた学生等の学年別人数
- 新型インフルエンザの影響により、入学者選抜の時期、内容等を変更する場合

(注) 高校以下の学校において、児童・生徒、教職員等に新型インフルエンザが発生した場合は、当該学校を所轄する都道府県にご連絡ください。（各都道府県から、文部科学省へ報告することとなっています。）

文部科学省連絡先

【一般的な事柄】

1. 文部科学省では、「新型インフルエンザ電話相談窓口」を開設しております。一般的な事柄は、こちらをご利用ください。

→ 対応時間 : (平日・休日共に) 午前9時～午後7時
TEL : 03-6734-2957

【文部科学省私学部連絡先】

2. 平日(9:00～18:30)

→ TEL : 03-5253-4111 【文部科学省代表】
(内線2532、2530、2533)

3. 平日(上記時間外)及び休日

→ TEL : 03-6734-2527 【私学部直通(ア)】
03-6734-2616 【私学部直通(イ)】
03-6734-2579 【私学部直通(ウ)】
03-6734-3328 【私学部直通(エ)】

4. 休日中で3.の番号につながらない場合

→ TEL : 03-6734-4755 【私学行政課緊急連絡先(オ)】
03-6734-4756 【私学行政課緊急連絡先(カ)】
03-6734-4757 【私学行政課緊急連絡先(キ)】

5. FAX番号・E-mailアドレス

→ FAX : 03-6734-3395
E-mail : sigakugy@mext.go.jp

※上記連絡先に関するお願い

- 文部科学省私学部連絡先におかけの場合は、「ブタインフルエンザの件で私学行政課に電話をかけた」とおっしゃってください。
- 回線がふさがっており、つながらない場合は、お手数ですが、再度おかけください。
- ブタインフルエンザの件に関して、私学行政課では、約750の法人等を対象として、電話やメールで連絡をしております。上記連絡先も、先般ご登録をお願いした連絡先と当方との緊急かつ確実な連絡を期すべく開設したものです。この趣旨をご理解いただき、設置校への回付をご遠慮いただく等、適正なご利用をお願いいたします。

基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

一. 国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。

二. 在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、各国における感染の度合いを勘案し、以下の水際対策を実施する。

(一) メキシコ等発生国への感染症危険情報の発出

(二) メキシコ等発生国の在外邦人に対する情報提供、

タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人へ

の提供等支援の強化

(三) メキシコ等発生国からの邦人の帰国を支援するための諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) 必要に応じ、メキシコ等発生国からの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) メキシコ等発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三. ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組む。

四. 新型インフルエンザの疑いのある患者の届出があったことを踏まえ、患者の国内での発生に備え、以下の対策に万全を期する。

(一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供

(二) 発熱外来の早急な整備

(三) 国内サーベイランスの強化

(四) 疑いのある患者への迅速・的確な医療の提供

(五) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起

五. 国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、四に加え、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査の徹底

(二) 患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止措置の徹底

○ 外出にあたってのマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ

○ 不要不急の外出自粛の要請

○ 時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請

○ 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請

○ 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請

○ 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請

(三) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通と適切な使用

(四) 医療従事者や初動対応要員等の保護

○新型インフルエンザ対策行動計画

(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定)

(第二段階 国内発生早期)

〔国内での感染拡大防止〕

予防・まん延防止

- ・ 都道府県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。

○学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(厚生労働省、文部科学省)

○新型インフルエンザ対策ガイドライン

(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月17日)

「感染拡大防止に関するガイドライン」

第3章 各段階における対策

3) 地域対策及び職場対策

(学校等)

- ・ 都道府県は、管内で新型インフルエンザが発生して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施した結果、必要があると認めた場合、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請する。
- ・ 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。学校等の臨時休業が実施された場合、都道府県教育委員会等は、速やかに文部科学省等へ報告し、同省等から全国の都道府県教育委員会等に周知する。
- ・ 臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的考え方は、次に掲げるとおりであるが、地域の実情に応じて、判断されるものとする。

〔開始時期〕

原則として、都道府県において第1例目の患者が確認された時点とする(ただし、管内での感染拡大が否定される場合を除く。)。なお、都道府県は、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市区町村単位で臨時休業の開始時期の要請の判断を行うこともあり得る。

また、患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始について判断し、実行する。

〔終了時期〕

都道府県は、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の終了について判断し、実行する。

○新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画

(文部科学省新型インフルエンザ対策本部 平成21年2月26日改定)

第二段階 国内発生早期

(5)大学等への要請

①大学、短期大学、高等専門学校等に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請。

- ア 文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について確認すること。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階(回復期)以降の受験機会の確保措置の実施方法等について再度十分な検討・準備を行うこと。その際、大学等の所在地区の状況のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。
- イ 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや学内広報・掲示板の活用等を通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ウ 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。
- エ 学生及び保護者等に対して、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、医療機関等に相談するよう指導すること。
- オ 学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- カ 大学等において、学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該大学等の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等と相談するとともに、文部科学省等及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等や入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。
- キ 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、大学等の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等の開始時期及び範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ク 学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、大学等の設置者は、文部科学省にその旨を報告すること(表1参照)。
- ケ 大学等の臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、国立大学法人、公立大学法人、公立大学法人を設置する地方公共団体、又は文部科学大臣所轄の学校法人に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうること(表1参照)。
- コ 大学等の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。

- サ 患者発生国・地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知すること。
- シ大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。
- ・留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
 - ・学生を派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
 - ・発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抜粋）

（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。